

災害警報発令時の生徒の登校・授業について

災害警報発令により臨時休業となる場合の判断は次のようにする。

災害警報発令とは、尼崎市・西宮市・伊丹市のいずれかの地域に、大雨警報・洪水警報・暴風（暴風雪を含む）警報・大雪警報・津波警報及びこれらにかかる特別警報が発令されている場合をいう。

【平常授業日】

1. 午前7時現在、上記の警報が発令されている場合は、午前中の授業は臨時休業とする。
2. 午前11時現在、上記の警報が発令中の場合は全日臨時休業とする。
3. 午前11時までに、上記の警報が解除された場合は、5校時から授業を実施する。
13:00 SHR, 13:20 授業開始

【考査日】

午前7時現在、上記の警報が発令されている場合は、臨時休業とし、この日に予定されていた考査は考査最終日の次の日に行う。（土日祝日は除く）